

選挙管理委員及び補充員の選挙について

選挙管理委員及び補充員の選任は、地方自治法において、議会における選挙によることとされており、令和7年2月定例会議における選挙を見込んでいます。選任のための準備期間を考慮しますと、前年10月時点で議会としての方針を定める必要があります。

1 選挙管理委員及び補充員の任期、人数

- (1) 任期 4年
- (2) 人数 選挙管理委員4名、補充員4名

2 平成12年12月6日の代表者会議での確認内容（概要）

- (1) 選挙管理委員及び補充員の選考基準
 - ・70歳（就任時）までとすること
 - ・職業、性別及び地域等を考慮し広く人材を選ぶこと
 - ・任期は2期までとし、原則として半数を交代すること
- (2) 選挙の方法等
 - ・選挙の方法を指名推選とし、指名をする者は、議長とすること
- (3) スケジュール
 - 【開会日前】 正副議長は、開会日までに、被指名者の案を作成
 - 【開会日】 議長は、開会后早い日に、代表者会議を開き、被指名者の案を提示・協議
 - 【閉会日前日】 議会運営委員会で指名推選の方法を用いることを諮る
 - 【閉会日】 閉会日の本会議で選挙

3 想定されるスケジュール（案）

- ・正副議長で被指名者の案を作成（令和7年2月）
- ・代表者会議を開き、被指名者の案を提示・協議（令和7年2月）
- ・議会運営委員会で指名推選の方法を用いることを諮る（令和7年3月）
- ・本会議で選挙（令和7年3月）

(参考)

○地方自治法

第181条 普通地方公共団体に選挙管理委員会を置く。

2 選挙管理委員会は、4人の選挙管理委員を以てこれを組織する。

第182条 選挙管理委員は、選挙権を有する者で、人格が高潔で、政治及び選挙に関し公正な識見を有するものの中から、普通地方公共団体の議会においてこれを選挙する。

2 議会は、前項の規定による選挙を行う場合においては、同時に、同項に規定する者の中から委員と同数の補充員を選挙しなければならない。補充員がすべてなくなつたときも、また、同様とする。

3 委員中に欠員があるときは、選挙管理委員会の委員長は、補充員の中からこれを補欠する。その順序は、選挙の時が異なるときは選挙の前後により、選挙の時が同時であるときは得票数により、得票数が同じであるときはくじにより、これを定める。

4～8 略

第183条 選挙管理委員の任期は、4年とする。但し、後任者が就任する時まで在任する。

2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。